

理事の職務権限規程

一般社団法人
発達精神医学・心理学研究会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人発達精神医学・心理学研究会（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令の遵守)

第2条 理事は、法令・定款及び法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力をし、定款に定める法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事全員は、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより職務を執行する。

3 理事は第2項のほか、別表に掲げるものの、及び次の権限を有する。

(1) 代表理事を補佐し、法人の業務を遂行する。また代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(2) 毎事業年度1回以上、自己の職務の執行の状況を代表理事に報告する。

(代表理事)

第4条 代表理事は、理事の代表として、法人の業務を総括して管理する。

2 代表理事は、法令及び定款の定めるところにより職務を執行する。

第3章 細 則

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	理事
役割	• 法人を代表し、その業務を総括 • 理事会を召集し、議長としてこれを主宰	• 代表理事を補佐し、法人の業務を執行 • 代表理事が欠けたときの職務執行
事業計画案及び予算案の作成	○	
事業報告案及び決算案の作成	○	
人事及び給与制度の立案及び報告	○	
重要な使用人以外の任用	○	
規程案の作成		○
国内出張		○
国外出張	○	
支出		
1 件 1 0 万円以上	○	
1 件 1 0 万円未満		○
セミナー等事業の実施		○
社員の教育・研修		○
渉外		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○